「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち
「80GHz 帯高速無線伝送システムのうち狭帯域システムの技術的条件」
に関する提案募集の結果について

標記の調査・検討に資するため、平成 25 年 12 月４日から平成 26 年１月６日まで間、技術的条件の提案募集を行った。

その結果、下記のとおり、4 者から提案があった。

〔提案に当たっての前提条件〕

① 陸上移動業務の無線局に使用されている、80GHz 帯の周波数の電波を使用するものであること。

② 技術的に実現可能な方式であること。

記

提案者	主な提案内容
日本電気株式会社	・現行と同じ 71-76/81-86GHz をペアで使用するシステムで ITU 勧告や ETSI 標準に準拠し、ATPC や適応変調といった最新の制御技術を適用することによりギガビットクラスの伝送を実現するシステムを提案
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会	・ITU-R の勧告 F.2006(Radio-frequency channel and block arrangements for fixed wireless systems operating in the 71-76 and 81-86 GHz bands) にあるチャネル帯幅を整理準拠したシステムの提案
富士通株式会社	・狭帯域システムの技術的要件については、既存の広帯域システムの使用・運用に制約が発生しないことを前提に検討することを提案 ・変調方式については、現行システムおよび今後の多様な技術開発の促進並びに運用の自由度の確保を考慮し、引き続き特定の方式を「規定しない」ことを提案
株式会社満宏	80GHz 帯の狭帯域および広帯域システムの共存のため以下の事項を提案 ①Point to Point 方式の通信システムであること。 ②アンテナビーム幅を技術的に可能なレベルで小さくすること。 ③80GHz 帯高速無線伝送システムはすべて陸上移動局の免許方式とすること。 ④電波利用料は、広帯域システムの占有帯域幅に関わらず１局課金方式を維持すること。

	⑤狭帯域システムに対するチャネル帯域幅を 250MHz および 500MHz のチャンネルプランを検討しつつも、当面は最高 5GHz 幅、最低でも 2.5GHz 幅を阻害しないこと。 ⑥当面の間、周波数の許容偏差を規定しないこと。 ⑦80GHz 帯の電波天文台に対して 50㎞以内は電波天文台との調整事項とすること。